

鎌倉市スポーツ振興基本計画

改定版

平成 26 年 3 月

鎌倉市

平和都市宣言

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年 8 月 10 日 鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和 48 年 11 月 3 日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します

目 次

【序 論】

1	スポーツ振興基本計画とは	2
2	スポーツ振興基本計画見直しの視点	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5
5	本計画でのスポーツの捉え方	5
6	本計画の基本理念	6
7	本計画の構成	7

【本 論・基本計画】

I.	市がこれから行う施策	14
	《スポーツ活動の振興》	14
	◆ あらゆる市民のスポーツ	14
	◆ 子どものスポーツ	17
	◆ 高齢者のスポーツ	20
	◆ 競技スポーツ	22
	《スポーツ振興の基盤づくり》	25
	◆ スポーツの拠点づくり	25
	◆ スポーツのシステムづくり	28
	◆ スポーツの情報提供	31
II.	スポーツ振興計画のたしかな実現に向けて	33
	1 行政評価制度の導入	33
	2 市民の意見を取り入れる仕組みづくり	33

【資 料 編】

1	市民のスポーツ活動に関するアンケート調査結果<概要版>	35
2	第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画前期実施計画<抜粋>	51
3	鎌倉市スポーツ推進審議会委員名簿	56

序 論

1 鎌倉市スポーツ振興基本計画とは

鎌倉市スポーツ振興基本計画は、スポーツ振興法（昭和 36 年（1961）年）に基づき国が策定したスポーツ振興基本計画（平成 12（2000）年 9 月）を参酌して平成 17（2005）年 9 月に策定された計画で、鎌倉市総合計画の個別計画として、本市におけるスポーツの将来像およびスポーツ関連施策の基本的指針となるものであり、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直すこととしています。

平成 23（2011）年 6 月、国においてこれまでのスポーツ振興法を全部改正したスポーツ基本法（平成 23（2011）年法律第 78 号）が新たに制定されたことに伴い、このスポーツ基本法に基づいたスポーツ基本計画が平成 24（2012）年 3 月に策定されたこと、また、鎌倉市スポーツ振興基本計画の策定から 8 年が経過したことなどを踏まえ、この度市では、本計画の検証、見直しを行い、「鎌倉市スポーツ振興基本計画（改定版）」を策定しました。

2 鎌倉市スポーツ振興基本計画見直しの視点

本計画の見直しは、スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画の策定や本計画の策定から一定の期間が経過したことによる施策検証の必要性、また、市の関連計画の策定等、スポーツを取り巻く環境の変化等を踏まえ実施するものです。

本計画の位置づけや計画期間、また、基本理念等については基本的に現行の計画を踏襲する中で、国のスポーツ基本計画や市民アンケート調査等を踏まえた取組みを進め、本市のスポーツの推進を図っていくものです。

（1）スポーツ基本計画の策定

平成 23（2011）年 6 月に従来のスポーツ振興法を全部改正したスポーツ基本法が制定（公布）され、平成 24（2012）年 3 月には、スポーツ基本法に基づいたスポーツ基本計画が策定されました。

このスポーツ基本計画は、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられており、スポーツ基本法では、地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

計画の見直しにあたっては、スポーツ基本計画において地方公共団体に取り組みが求められる施策について、本市の実情に即した取組みを位置づけます。

（2）鎌倉市スポーツ振興基本計画の検証

市では、平成 17 年策定の鎌倉市スポーツ振興基本計画に位置づけられた各種の施策を実施してきましたが、計画策定から 8 年が経過したことに伴い、これま

での施策進捗状況の検証を踏まえた取り組みの見直しを図ります。

毎年度実施している「スポーツ振興基本計画進捗状況及び施策評価」において、鎌倉市スポーツ振興基本計画に位置づけた施策について内部評価を行い、「今後の施策の方向性」や「改善・見直しを図るべき事項」等の検討を行っており、この検討内容を踏まえ今後市が取り組むべき施策を本計画に位置づけます。

(3) 市関連計画の策定等

鎌倉市総合計画第2期基本計画は、平成27(2015)年度までを計画期間としていますが、厳しい財政状況や災害対策等の課題を踏まえ、現行基本計画の見直しを前倒しし、平成26(2014)年度を初年度とする次期基本計画を策定しました。

また、老朽度が比較的高い本市の公共施設の状況から、施設の維持・改修等の「公共施設の更新問題」に対応するため、平成25(2013)年4月に「公共施設再編計画基本方針」が策定されたことなどを受け、関連計画との整合を図る観点からの見直しが必要となっており、特に、今後スポーツ施設を整備するにあたっては公共施設再編計画基本方針の考え方を踏まえた見直しを行います。

(4) 市民による行政評価等

平成24(2012)年度「第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画に関する市民意識調査」では、「鎌倉市は、市民が自主的に、気軽に、自らの健康状態に応じてスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境が整っているまちだと思いますか」という問いに対して、「とてもそう思う」、「少しそう思う」との回答が36.2%、「あまりそう思わない」、「そう思わない」との回答が51.1%で、スポーツ・レクリエーション分野の市民満足度指標は41.4%でした。また、「1回30分以上の運動を週1回以上行っていますか」という問いに対して、「行っている」との回答が49.5%であり、平成17(2005)年度以降で2番目に高い割合となったものの、引き続きスポーツの推進を図り、市民のスポーツ実施率の向上を図る必要があります。

また、平成24(2012)年度行政評価における市民評価委員会の評価では、「スポーツ・レクリエーション分野」の取り組み状況は「良好である」との評価でしたが、一方、課題として「スポーツ・レクリエーションを楽しむ空間の創造は不十分であり、適地調査や上部利用を検討するとともに、周辺都市との連携など、不足するスポーツ施設を代替する機能の検討を早急に進めるべき」、「ナイター設備による利用時間の拡大、指定管理施設の開館時間延長」等の意見をいただいています。

(5) 市民アンケートにより明らかとなった課題への対応

市民が今まで以上に身近にスポーツ活動に取り組めるよう、市民アンケート結果をもとに、ソフト面・ハード面において市がこれから取り組むべき施策を本計

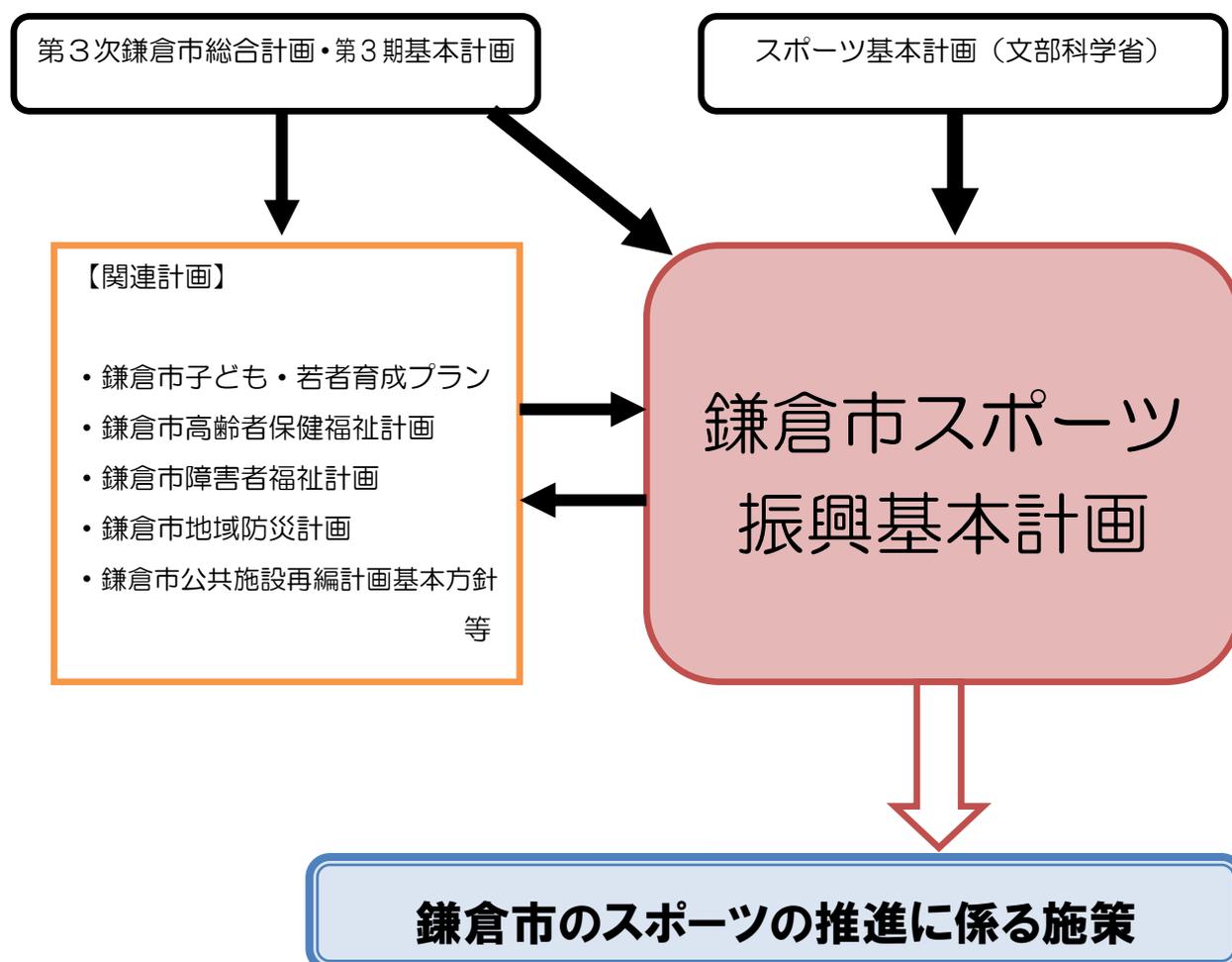
画に位置づけます。

3 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法に基づき文部科学省が策定したスポーツ基本計画を参酌して策定されるもので、第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画の個別計画として位置づけられます。

第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画では、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」を将来都市像として掲げ、この将来都市像の実現に向けた将来目標の一つである「健やかで心豊かに暮らせるまち」を実現するためのまちの姿として、「市民が今まで以上に身近にスポーツ活動に取り組めるようスポーツ環境の整備が進んだまち」また、「より一層のスポーツ行事の実施と奨励により、市民のスポーツに対するニーズやライフステージに応じたスポーツ活動が推進されることにより、市民のスポーツ実施率が向上し、スポーツ活動が充足されているまち」を目標としています。

本計画においても、総合計画のめざすべきまちの姿を実現するための施策や事業を推進していくことが求められています。



4 計画の期間

本計画は、鎌倉市総合計画の基本構想の考え方や基本計画を実現するための計画であることから、基本構想と目標年次を合わせ、計画期間は平成 37（2025）年度までとします。

なお、本計画は、今後の社会経済情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じ見直しを行います。

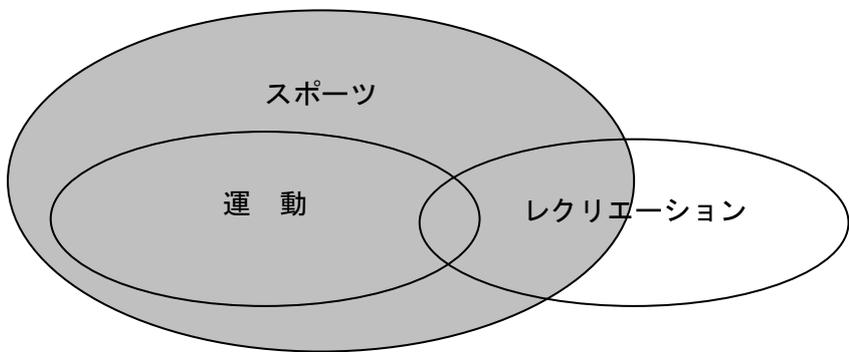
5 本計画でのスポーツの捉え方

本計画では、「自ら目標を設定して挑む（挑戦）」、「外部から与えられた課題に高い水準で応える（応戦）」という特質を持ち、そして「ハート（心臓、こころ）がドキドキする行動」を幅広くスポーツとして捉えることにします。競い合って楽しむスポーツ、娯楽として楽しむスポーツ、見て楽しむスポーツなどの多様なスポーツを含めた考え方です。

日ごろ、わたしたちはスポーツをさまざまな意味で使っています。そこで、スポーツと類似の意味で使われている言葉を次のように整理します。

運 動	一般に、軽い体操や散歩、健康のために行う身体活動を意味します。本計画では、これを「スポーツ」に含めることとします。
レクリエーション	もともとは疲労からの回復、娯楽の意味合いが強い言葉でしたが、現在では休養から身体活動を通じた自己実現まで幅広く用いられています。本計画では、特に身体を動かす（フィジカルな）レクリエーションについては「スポーツ」に含めることとします。

スポーツの範囲



本計画の中で使われる「生涯スポーツ」とは、子どもから高齢者までの人生のライフステージの各段階において、生涯にわたりそれぞれ人々の興味や目的に応じて

スポーツを楽しむことを意味します。また、「競技スポーツ」は、スポーツの中でも比較的狭い捉え方で、記録や技術の向上、大会等での成績の向上を主たる目的として行うスポーツをさすことにしています。

6 本計画の基本理念

市民の健康で豊かな暮らしを実現するために、市は、次の視点からスポーツの推進を図ります。

●楽しむ

わたしたちは、スポーツやレクリエーションに挑戦することで達成感や充実感を味わっています。例えば、競技スポーツでは、競うこと自体が楽しみとなるだけでなく、試合の成績や結果はさらなる技術の向上への努力を促します。また、散歩や体操などの気軽な運動・レクリエーションも、暮らしの中の日課として毎日の新しい発見を導きます。

このように、スポーツ・レクリエーションを通じた目標や課題をやり遂げることで、わたしたちは生きがいを感じることを改めて確認できると考えます。あらゆる人々が人生を楽しみ、生きがいを創出していくために、スポーツは大きな役割を果たします。

●体力と健康をつくる

わたしたちが毎日を健康に暮らしていくためには、身体の機能を維持・向上させるよう日ごろから体力を備えておく必要があります。また、仕事などでのストレスを解消するためには、わたしたちの生活にリラックスできる時間や環境が必要です。心身の健康をつくり、保ち、あるいは回復することにスポーツ・レクリエーションは大きな効果があります。

また、スポーツ・レクリエーションは、市民がそれぞれの年齢や身体の状態に応じてやり方を工夫して行うことができるため、高齢者や障害のある方々も十分に楽しめ、また、健康維持にも資するスポーツ・レクリエーションの場を提供していく必要があります。

●子どもの健全なからだところをつくる

成長期にある子どもには、生涯を通じ健康で豊かな生活をおくるための基礎となる体力が必要となります。また、スポーツは、子どもが社会で生活していくために、ルールを守ることの大切さやフェアプレイの考え方を身につけられるとともに、チームで行うスポーツでは、協調性や社会性を養うことができます。

こうした子どもの健康な身体と健全な人格形成を図るために、スポーツには大きな役割が期待されています。

●高齢者の健康を守り生きがいをつくる

身体機能が低下し疾病や介護について懸念される高齢者が気軽にスポーツやレクリエーションに親しむことは、生活の基本となる健康維持の効果があるのみならず、医療費の節減や介護予防の効果も期待されます。また、自由な時間を持つ一方、交流範囲が狭まりがちな高齢者にとって、スポーツは、地域社会との交流の契機となるなど、高齢者の社会貢献、生きがい対策としても大きな役割を担うものとなります。

このように、スポーツの推進には、単に競技や体力増進という視点を超え、高齢社会を支える効果が期待されています。

●コミュニティを活性化させる

全国的に地域コミュニティを形成する力が弱まりつつあり、地域全体の活力の衰退や相互扶助機能の低下が問題となっています。また、核家族化が進むことにより、子どもたちが高齢者と触れ合う機会が少なくなっています。こうした問題は本市においても例外ではなく、地域で運動会を開催するなど、スポーツ・レクリエーションを通じて地域住民がともに集うことができ、住民による地域コミュニティへの参加や活性化へのきっかけづくりとなることが期待されます。

●スポーツを通じて実現する市のすがた

市は、スポーツに関するさまざまな取り組みを通じて、次の言葉に象徴されるような市のすがたの実現をめざします。

Enjoy”鎌倉”スポーツライフ

●具体的には、市は政策目標としてスポーツ実施率^{*}の向上をめざします。

スポーツ実施率 60%
～各世代のスポーツ実施率の向上を図る～

※スポーツ実施率：1回30分以上の運動を週1日以上実施している人の割合

7 本計画の構成

市民のスポーツ実施率の向上を実現するため、「スポーツ活動の振興」と「スポーツ振興の基盤づくり」という2つの目標を掲げ、それぞれの目標ごとに具体的な施策を実施していきます。

スポーツ活動の振興

あらゆる市民がさまざまな目的に応じて楽しむ「生涯スポーツ」の実現を目指し、市が取り組む施策として「あらゆる市民のスポーツ」、「子どものスポーツ」、「高齢者のスポーツ」、「競技スポーツ」を推進します。

●あらゆる市民のスポーツ

あらゆる市民がスポーツに触れるための機会をつくるため、特に、スポーツ実施率の低い年代の方々や障害のある方もスポーツを楽しむことができるよう、指定管理者が実施する各種のスポーツ教室の充実を図るとともに、障害者スポーツ団体等関係機関と連携をとりながら参加の促進を図ります。

また、総合型地域スポーツクラブが市内で活発に活動し、市民が気軽に参加できるよう、その育成を支援します。

●子どものスポーツ

子どもたちのスポーツ離れによる体力低下が社会問題となっている昨今、子どもが日常的にスポーツと親しめる環境づくりが必要となっています。

市では、就学前の子どもや小学校低学年の子どもを対象としたスポーツのきっかけづくりや鎌倉ゆかりのトップアスリートとの交流などの事業を進めており、今後これら事業を継続していくとともに、小中学校に通う子どもには、スポーツ団体などとの連携を図り、指導の専門家を紹介するなど、体育の授業やクラブ活動等とおしたスポーツのきっかけづくりやさまざまなスポーツに触れる機会をつくります。

●高齢者のスポーツ

スポーツを通じて、高齢者の体力・健康づくりや生きがいの向上が図られるような環境づくりをめざします。スポーツを行いたい高齢者が誰でも気軽にスポーツに参加でき、スポーツを通じて他の世代や地域社会との交流が図れるような機会や場の提供を進めるとともに、高齢者がそれぞれの技術・体力に応じてスポーツに取り組める環境づくりを進めます。

また、市の福祉部門と連携した取り組みを進め、体力・健康づくりと介護予防に資するスポーツ環境を整えます。

●競技スポーツ

本市から全国的に活躍するスポーツ選手が生まれれば、市民のスポーツに対する関心や参加が高まるだけでなく、本市の競技スポーツの質の大幅な向上を期待することができます。本市からトップアスリートが生まれるために、地域のスポーツク

ラブが中心となり、指導・養成するための支援を行います。

とりわけ、人生の早い時期からスポーツの専門指導を一貫して受ける体制をスポーツ関連団体などとともにつくることで、子どもたちのスポーツへの豊かな可能性の芽を開かせていきます。

スポーツ振興の基盤づくり

あらゆる市民の「生涯スポーツ」実現をめざし、市が取り組むべき施策として、スポーツ施設整備に関する「スポーツの拠点づくり」、市民のスポーツ活動をサポートするネットワークに関する「スポーツのシステムづくり」、スポーツ情報の発信に関する「スポーツの情報提供」を推進します。

●スポーツの拠点づくり

スポーツ活動の拠点となるスポーツ施設の整備は、本市の財政状況や用地確保などの実情を勘案するとともに、公共施設再編計画基本方針との整合を図り進めていきます。

施設の老朽化や災害対策など喫緊の課題を抱える施設については、市民アンケート結果等を踏まえ、今後の施設整備の具体的な方向性を明らかにするとともに、既存のスポーツ施設については、市民がより利用しやすい施設をめざし、全天候型への改修の検討や設備の導入などを進めます。

また、民間スポーツ施設の借用や県・他市町との広域利用などを含めた検討を進め、スポーツ活動の場の拡大を図り、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境を整備します。

●スポーツのシステムづくり

市民がさまざまなスポーツに触れる機会をつくるほか、専門的なスポーツ指導も受けることができるよう、各種スポーツ団体や学校、民間企業等とのパートナーシップにより、市民がスポーツを楽しむ環境づくりを進めるとともに、関係課が相互に連携を図ることで、市全体として市民のスポーツ活動を支援します。

●スポーツの情報提供

市民がスポーツに関するさまざまな情報に触れることで、スポーツ参加のきっかけづくりとなるよう、市では、広報やホームページ、また、ツイッター等を活用し、スポーツに関する情報提供に努めています。

今後は、これらの情報提供施策を継続するとともに、指定管理者等とも連携し、市民へのスポーツ情報の提供体制の充実を図ります。

また、市民ニーズや市の施策に対する評価を積極的に収集することにより、計画

を適切に見直し、市民のニーズに対応したスポーツ施策の推進を図ります。

本計画の全体構成と施策体系図を掲げます。

鎌倉市スポーツ振興基本計画の全体構成

目 標

鎌倉市のめざすすがた「Enjoy“鎌倉”スポーツライフ」



スポーツ活動の振興

あらゆる市民のスポーツ

子どものスポーツ

高齢者のスポーツ

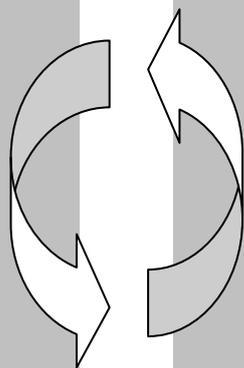
競技スポーツ

スポーツ振興の基盤づくり

スポーツの拠点づくり

スポーツの
システムづくり

スポーツの
情報提供



鎌倉市のめざすすがた

Enjoy'鎌倉'スポーツライフ

スポーツ活動の振興

◆ あらゆる市民のスポーツ (p 14)

- (主な取組み)
- 市民のスポーツへの参加促進
 - 個々の目的に応じたスポーツプログラムの提供
 - 総合型地域スポーツクラブの育成と支援
 - 鎌倉の歴史や自然を活かしたスポーツの活性化
 - 学校施設の開放による市民のスポーツ活動の促進
 - 障害者のスポーツ参加の促進
 - スポーツにおける安全対策
 - 鎌倉の歴史やオープンスペースを活かしたスポーツの活性化
 - 「Enjoy “鎌倉” スポーツライフ」手帳の配布

◆ 子どものスポーツ (p 17)

- (主な取組み)
- 子どものスポーツのきっかけづくり
 - 障害のある子どものスポーツのきっかけづくり
 - 親子で参加しやすい環境づくり
 - ジュニアタイムの設定
 - 保護者や地域の大人向け講習会の開催
 - 学校の体育・保健体育授業等への指導者派遣と紹介
 - 学校の放課後にニュー・スポーツの体験会
 - 運動部活動の支援
 - 学校スポーツへの支援

◆ 高齢者のスポーツ (p 20)

- (主な取組み)
- 高齢者のスポーツ参加の促進
 - 個々にあったスポーツプログラムの提供
 - ボランティア活動を通じた、生きがいづくりの取組み
 - スポーツを通じた体力・健康づくり、介護予防の促進
 - シニアタイムの設定

◆ 競技スポーツ (p 22)

- (主な取組み)
- 競技スポーツの活性化のための啓発
 - トップアスリートから指導を受ける機会の拡大
 - ジュニアの競技力向上に向けた支援
 - ジュニアの指導体制の確立
 - 地域が中心となるスポーツクラブでの指導
 - スポーツ関連団体による指導体制の確立
 - 指導者の養成・支援体制の確立

スポーツ振興の基盤づくり

◆ スポーツの拠点づくり (p 25)

- (主な取組み)
- スポーツ施設の整備

◆ スポーツのシステムづくり (p 28)

- (主な取組み)
- 地域の公共施設におけるスポーツ活動の促進
 - 他の自治体との施設相互利用の拡大
 - 企業とのパートナーシップの構築
 - スポーツ団体とのパートナーシップの構築
 - ボランティアとのパートナーシップの構築
 - 市のスポーツへの取組みの促進
 - 地域のスポーツ指導者の充実
 - さまざまな人びとが集まる組織づくりや場所の提供
 - 私立学校とのパートナーシップの構築
 - 民間活用による施設整備・運営などの充実・促進
 - 医療機関などとのパートナーシップ

◆ スポーツの情報提供 (p 31)

- (主な取組み)
- 市民への情報提供体制の充実
 - 市民からの情報収集体制の充実
 - 施設予約のシステムの充実

鎌倉市スポーツ振興基本計画施策一覧

スポーツ活動の振興			
◆あらゆる市民のスポーツ	◆子どものスポーツ	◆高齢者のスポーツ	◆競技スポーツ
これまで の取 組 み			
<ul style="list-style-type: none"> ■市民へのスポーツの啓発 ■市民のスポーツイベント参加促進 ■総合型地域スポーツクラブの育成 ■スポーツプログラムの充実 ■鎌倉の歴史や自然を活かしたスポーツの活性化 ■学校施設の開放による市民のスポーツ活動の促進 ■障害者のスポーツ参加促進 ■医療機関などとのパートナーシップ 	<ul style="list-style-type: none"> ■就学前の子どものスポーツのきっかけづくり ■学校スポーツと地域スポーツの連携 ■学校とスポーツ団体とのパートナーシップ 	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者のスポーツ参加の促進 ■高齢者向けスポーツプログラムの充実 ■スポーツを通じた体力・健康づくり・介護予防の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■競技スポーツの活性化のための啓発 ■スポーツ関連団体による指導体制の確立
今 後 の 主 な 取 組 み			
<ul style="list-style-type: none"> 【短期の取組み】 ■市民のスポーツへの参加促進 ■個々の目的に応じたスポーツプログラムの提供 ■総合型地域スポーツクラブの育成と支援 ■鎌倉の歴史や自然を活かしたスポーツの活性化 ■学校施設の開放による市民のスポーツ活動の促進 ■障害者のスポーツ参加の促進 ■スポーツにおける安全対策 【中長期の取組み】 ■鎌倉の歴史やオープンスペースを活かしたスポーツの活性化 ■「Enjoy “鎌倉” スポーツライフ」手帳の配布 	<ul style="list-style-type: none"> 【短期の取組み】 ■子どものスポーツのきっかけづくり ■障害のある子どものスポーツのきっかけづくり ■親子で参加しやすい環境づくり ■ジュニアタイムの設定 ■保護者や地域の大人向け講習会の開催 ■学校の体育・保健体育授業等への指導者派遣と紹介 ■学校の放課後にニュー・スポーツの体験会 ■運動部活動の支援 ■学校スポーツへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【短期の取組み】 ■高齢者のスポーツ参加の促進 ■個々にあったスポーツプログラムの提供 ■ボランティア活動を通じた、生きがいづくりの取組み ■スポーツを通じた体力・健康づくり、介護予防の促進 ■シニアタイムの設定 	<ul style="list-style-type: none"> 【短期の取組み】 ■競技スポーツの活性化のための啓発 ■トップアスリートから指導を受ける機会の拡大 ■ジュニアの競技力向上に向けた支援 ■ジュニアの指導体制の確立 【中長期の取組み】 ■地域が中心となるスポーツクラブでの指導 ■スポーツ関連団体による指導体制の確立 ■指導者の養成・支援体制の確立

スポーツ振興の基盤づくり		
◆スポーツの拠点づくり	◆スポーツのシステムづくり	◆スポーツの情報提供
こ れ ま で の 取 組 み		
<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツ施設の整備 ■スポーツ施設の利用環境の向上 ■既存施設の機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ■他の自治体との施設相互利用 ■企業とのパートナーシップの構築 ■施設利用者の受益と負担の見直し ■民間活用による施設整備・運営などの充実・促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民への情報提供体制の充実 ■施設予約のシステム化
今 後 の 主 な 取 組 み		
<ul style="list-style-type: none"> 【短期の取組み】 ■スポーツ施設の整備 【中長期の取組み】 ■スポーツ施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 【短期の取組み】 ■地域の公共施設におけるスポーツ活動の促進 ■他の自治体との施設相互利用の拡大 ■企業とのパートナーシップの構築 ■スポーツ団体とのパートナーシップの構築 ■ボランティアとのパートナーシップの構築 ■市のスポーツへの取組みの促進 ■地域のスポーツ指導者の充実 【中長期の取組み】 ■さまざまな人びとが集まる組織づくりや場所の提供 ■私立学校とのパートナーシップの構築 ■民間活用による施設整備・運営などの充実・促進 ■医療機関などとのパートナーシップ 	<ul style="list-style-type: none"> 【短期の取組み】 ■市民への情報提供体制の充実 ■市民からの情報収集体制の充実 ■施設予約のシステムの充実

本論・基本計画

I. 市がこれから行う施策

スポーツ活動の振興

◆ あらゆる市民のスポーツ

現状と課題

市民のスポーツ活動に関するアンケート調査^{※1}では、市民のスポーツ実施率^{※2}は、46.4%です。男女別の年代から見ると男性では18～29歳が最も高く64%であり、続いて30歳代が50%でした。また、最も低い年代は、40歳代であり36.5%でした。

女性では、60歳代が最も高く60.7%で続いて50歳代が58.5%でした。女性の最も低い年代は、18～29歳が29.8%という結果が出ています。

スポーツ実施率の低い年代は、子育てやフルタイムで働く世代の人達で、男女ともに「時間がない」という理由を挙げており、続いて男性の場合「仲間がいない」「施設がない」女性の場合「スポーツが苦手」「育児・介護のため」などの理由を挙げています。

一方、スポーツを行っている人は、道路や公園で、ウォーキングやサイクリング、ジョギング、軽い体操など身近な場所で気軽にできるスポーツが上位を占めています。

このような現状を踏まえ、「時間がない人」でも、身近な場所で気軽にスポーツに親しめる環境をつくることが課題です。

また、子どもがスポーツをするきっかけとしては、保護者のスポーツに対する意識が大きく影響することから、保護者が積極的にスポーツに取り組める環境づくりが求められています。

※1 市民のスポーツ活動に関するアンケート調査 資料編 35 ページ参照

※2 1回30分以上の運動を週1日以上実施している18歳以上の割合です。

施策の方向性

本市では、あらゆる市民がそれぞれのライフスタイルや趣味にあったスポーツに触れ、楽しむことができるよう、手軽で身近な場所で参加できるスポーツ教室やイベントを開催するなど、スポーツへの参加のきっかけづくりを充実したものにします。また、障害のある方のスポーツに対するニーズ把握に努め、障害のある方が参加しやすいイベントの開催に取り組みます。

スポーツ施設においては、開場時間の延長や、学校施設開放の利用の拡大を図り、あらゆる市民がスポーツに取り組みやすい環境を整備するとともに、いつ、どこで、何ができるかなどスポーツの開催情報を身近な場所で入手できるよう情報手段を充実します。

さらに、地域スポーツの活性化として、いつでも、どこでも、誰もが、いつまでも参加できる総合型地域スポーツクラブ^{※3}の設立に向けて 住民へのPRや研修等を開催します。

※3 総合型地域スポーツクラブとは、地域住民が主役となって、自ら運営・管理をし、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも運動やスポーツに親しむことができるスポーツクラブのシステムです。クラブでは、年齢、興味・関心、技術・技能レベルに応じて、運動・スポーツを楽しむことができることを目指します。また、スポーツに限らず、社会・文化的な活動も視野に入れ、地域コミュニティの活性化につながることを理想としています。

これまでの取組み

■市民へのスポーツの啓発

- ・ラジオ体操、市民運動会などの地区スポーツ行事の開催
- ・自治町内会館や学校プールなどの地域の施設で健康体操やスイミング教室の開催
- ・ウォーキング、ニュー・スポーツ体験、体力測定などのイベントの開催
- ・幼児から高齢者までが参加できる体力づくり教室の開催

■市民のスポーツイベント参加促進

- ・市内高等学校、大学へのイベント開催案内による若い世代へのアプローチ

■総合型地域スポーツクラブの育成

- ・創設団体向けのセミナー開催や県の広域スポーツセンターとの連携による支援

■スポーツプログラムの充実

- ・生涯スポーツリーダー養成教室の開催による地域の核となる人材の発掘と育成

■鎌倉の歴史や自然を活かしたスポーツの活性化

- ・子どもの基礎体力づくりや高齢者の健康づくりを目的とした教室の開催
- ・海や山を活用した教室の開催による世代間交流
- ・マリンスポーツ体験教室の開催
- ・武道体験教室、演武会の開催

■学校施設の開放による市民のスポーツ活動の促進

- ・市立小中学校の体育館、校庭及びプールの一般開放
- ・横浜国立大学所有のテニスコートの一般開放

■障害者のスポーツ参加促進

- ・視覚障害者の団体が行うスポーツ活動への指導者の派遣
- ・障害者団体への施設利用の支援

■医療機関などとのパートナーシップ

- ・ドクターによる運動・体力相談事業の実施

今後の主な取組み

※4

短期の取組み

■市民のスポーツへの参加促進

地域やスポーツ施設などで、スポーツ教室や家族がともに参加できるスポーツ・イベントの充実を図ります。また、スポーツ施設の開館時間の延長を図り、働く人たちや時間がない人達がスポーツに取り組みやすい環境を整えます。

■個々の目的に応じたスポーツプログラムの提供

関係課や指定管理者と連携を図り、運動の目的や趣味に合った教室の開催をするとともにスポーツに時間をかけられない人やスポーツが苦手な人に、日常生活の中で

きるスポーツプログラムを提供します。

■総合型地域スポーツクラブの育成と支援

既存クラブをスポーツ情報誌などでPRするなどし、総合型地域スポーツクラブの活性化を図るとともに、新たに創設しようとするクラブに助言や県の広域センターへ紹介します。

■鎌倉の歴史や自然を活かしたスポーツの活性化

家族で参加できる歴史探訪ウォークや休日に行うマリンスポーツまた、武道体験教室などを開催し、あらゆる市民の参加の機会をつくります。

■学校施設の開放による市民のスポーツ活動の促進

学校施設の新築や改築等に伴い、地域住民に限定しない幅広い市民が利用できるよう利用の拡大を図ります。

■障害者のスポーツ参加の促進

障害児者福祉施設の職員や通所者(保護者)のスポーツに対するニーズ把握に努め、関係課や障害者ボランティア団体及びスポーツ関連団体^{※5}と連携を図り、健康体操やレクリエーションのイベントを開催しスポーツのきっかけづくりをします。

また、用具の貸出等を行うなどスポーツに取り組みやすい環境をつくります。

■スポーツにおける安全対策

スポーツにおける事故・外傷・障害等に対する救急処置等の講習会、また心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の使用方法など救命講習会を開催し安全対策に努めます。

中長期の取組み

※6

■鎌倉の歴史やオープンスペースを活かしたスポーツの活性化

関係課と連携し地域住民の意見を反映した公園を住民の遊びや健康づくりの場として、あらゆる年齢層が身近な場所でスポーツに触れられるよう、環境づくりに努めます。

■「Enjoy “鎌倉” スポーツライフ」手帳の配布

「Enjoy “鎌倉” スポーツライフ」手帳を作成し、鎌倉の歴史や史跡、自然を紹介したマップを掲載するとともに、歴史探訪コースやウォーキングコースを紹介します。また、歩く距離や速度、年齢による運動量と消費カロリー、それに伴う1日の栄養所要量を明記し、運動日誌ページに体重、体脂肪、運動量、1日の食事内容などを記載することによりスポーツの継続化を図ります。

※4 短期とは、これまでに取組み今後も継続するものまたは、3~5年後には実施している事業を指します。(以下同様)

※5 スポーツ関連団体とは、「鎌倉市体育協会」、「鎌倉市レクリエーション協会」、「鎌倉市地区スポーツ振興会協議会」、「鎌倉市スポーツ推進委員連絡協議会」をいいます。(以下同様)

※6 中長期とは、短期での実施は難しいものの引き続き継続して検討する事業を指します。(以下同様)

◆ 子どものスポーツ

現状と課題

就学前からの遊びを通した身体活動は、運動能力の発達が著しく大きく、その後の児童期への運動能力の向上へと発展していくと考えられます。しかし、近年身近な場所での遊び場が減少していることや少子化により一緒に遊ぶ仲間がいないなどから子どもが子どもらしく遊べる機会が減り、その結果子どもの体力に影響をもたらしています。

一方、サッカーや野球など地域で活動している子どもや水泳などスポーツクラブで活動している子どもたちは、運動を日常的に行っており、運動をする子どもとしない子どもの二極化の傾向が見られます。このような状況を踏まえて、幼児期からの積極的な取り組みや運動習慣が身についていない子どもに遊びを通して体を動かす運動のきっかけづくりをしていくことが課題です。

学校のスポーツ活動や運動部活動では、各種目における専門的な指導者の不足や少子化等による運動部活動への参加者数の減少で運動部の継続が困難になっている現状から、外部指導者の発掘や地域のスポーツクラブやスポーツ関連団体などとの連携が求められています。

施策の方向性

国のスポーツ基本計画では、幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣を身につけさせることや、障害のある子どものスポーツについての配慮が求められていることから、本市では、鎌倉の持つ豊かな自然の中で幼児期からの遊びをとおして運動のきっかけづくりや基礎体力づくりを充実させ、親子で参加する教室や地域であらゆる世代が参加できるスポーツイベントの開催、学校の放課後にニュー・スポーツ教室を開催するなど、幼児・児童が積極的にスポーツに取り組める環境づくりに努めます。あわせて、障害のある子どもにたいしても障害の種類、程度に応じ遊びを通した基礎体力づくりを進めます。

学校においては、体育・保健体育授業や運動部活動などに学校の要請に応じてスポーツ指導者を派遣・紹介します。さらに運動部活動においては、スポーツ関連団体や地域で活動をしているスポーツ団体との交流会を設け合同チームでのゲームなどができる場の提供に努めます。

これまでの取組み

■就学前の子どものスポーツのきっかけづくり

- ・おやこ体操、体育遊びの実施
- ・鎌倉の自然を活かした基礎体力づくり教室の砂浜でかけっ子、山野でかけっ子の開催

■学校スポーツと地域スポーツの連携

- ・学校と地区スポーツ振興会の連携によるラジオ体操、市民運動会などの開催
- ・地域指導者による部活動の指導や地域ふれあい授業の開催

■学校とスポーツ団体とのパートナーシップ

- ・プロスポーツ選手や実業団選手による教室の開催

今後の主な取組み

短期の取組み

■子どものスポーツのきっかけづくり

子育て支援施策と連携した子どもへのスポーツ教室の開催として、子どもの発育・発達に応じた運動プログラムを提供します。また、小学生を中心に鎌倉の自然環境を活かして海や山で体と精神の基礎体力を育む子どもの体づくり教室などを開催することや地域の見守りボランティアの活用で安全・安心した活動と異世代交流を図ります。

■障害のある子どものスポーツのきっかけづくり

関係課や障害児施設と連携を図り、遊びを通して基礎体力づくりをすすめます。

■親子で参加しやすい環境づくり

体育館や武道館施設を親子で利用しやすいよう、指定管理者と協議し環境づくりに努めます。

■ジュニアタイムの設定

体育館や武道館でジュニアの個人開放日を設け、遊びを通して運動のきっかけづくりをします。

■保護者や地域の大人向け講習会の開催

子どもがスポーツをするうえで保護者のライフスタイルが大きく影響することから保護者や子どもの育成に携わる大人を対象に子どもの運動・スポーツの取組みに関して、講習会を開催します。

■学校の体育・保健体育授業等への指導者派遣と紹介

学校の要請に応じて体育・保健体育授業や運動部活動へスポーツ関連団体の指導者や地域在住の指導者を紹介・派遣します。

■学校の放課後にニュー・スポーツの体験会

ニュー・スポーツで体を動かし、仲間づくりと遊びながら基礎体力づくりを行います。

■運動部活動の支援

地域のスポーツ団体やスポーツ関連団体と交流会を設け、合同チームでのゲームや練習などの場を提供します。

■学校のスポーツ活動への支援

スポーツ施設の優先使用や運動用具の貸出をします。

◆ 高齢者のスポーツ

現状と課題

本市の高齢化率は、県内で3番目に高く^{※1}、高齢者が健康・体力づくりに取り組む環境の整備が必要です。

本市における高齢者のスポーツ実施率は、男性の場合60歳代で49.3%、70歳以上で46.7%です。女性の場合は、60歳代で60.7%と他の年代に比べ高い結果が出ています。

しかし女性の場合70歳以上になると39%に減少しており、病気・体調不良による身体的な理由で運動から遠ざかってしまう傾向が見られます。

また、男性の70歳以上のスポーツを行わない人でも57.7%の方が「病気・体調不良」の理由をあげており、スポーツ環境の充実や個々の体調に応じたスポーツプログラムの提供が求められています。

一方、スポーツを日常的に行っている人でも、スポーツを安全により効果的に行うために、日常の運動量や、運動の種類、方法そして効果等が分かるような仕組みづくりが必要です。

※1 平成25年3月31日現在の鎌倉市高齢化率28.55%

施策の方向性

本市では、高齢者世代の方が、いつまでも健康で活力に満ちた生活を送ることができるよう、身近な場所で気軽に参加できる健康体操教室やウォーキング、水泳など趣味や体力に応じて選択できるような教室や健康教育を兼ねた体力相談等をよりいっそう充実します。

さらに、スポーツを安全に効率よく行うことができるよう、医療機関や市の関係課と連携し、健康相談、メディカルチェックを行い各人にあったスポーツプログラムを提供します。

また、子どもや障害者のスポーツを支えるボランティア等の活動を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を得ることで高齢者の生きがいとなるようなスポーツ教室やイベントを開催します。

これまでの取り組み

■高齢者のスポーツ参加の促進

- ・高齢者の健康保持・増進、転倒予防、介護予防を目的とした健康体操や、筋トシ教室の開催
- ・自治町内会館など身近な場所で健康体操の紹介及び運動の継続のためのサークル化への支援

■高齢者向けスポーツプログラムの充実

- ・個々の体力にあったスポーツプログラムの提供
- ・地域の希望に沿った指導者の紹介及び派遣
- ・ボランティア活動の場の提供

■スポーツを通じた体力・健康づくり・介護予防の促進

- ・鎌倉の自然を活かした健康づくり教室の開催

今後の主な取り組み

短期の取り組み

■高齢者のスポーツ参加の促進

関係課と連携して、身近な場所で気軽に参加ができる趣味や体力に応じた教室の開催やフィットネスサロンを開催し、測定等を兼ねた健康講座と運動の紹介をします。

■個々にあったスポーツプログラムの提供

指定管理者と連携して、スポーツを安全に、より効果的に行うために年齢やからだの状態、運動経験など個々にあったスポーツプログラムを提供します。

■ボランティア活動を通じた、生きがいづくりの取り組み

高齢者の社会経験を活かして、幼児・小学生・障害のある方たちのスポーツを支えるボランティア活動を通して、世代間交流を図るとともに、地域社会に積極的に参加し役割を得ることで高齢者の生きがいとなるようなスポーツ教室やイベントを開催します。

■スポーツを通じた体力・健康づくり、介護予防の促進

医療機関や市の関係課、福祉団体などと連携し、年齢や身体の状態に合わせて安心して運動に取り組めるような体制をつくります。

■シニアタイムの設定

体育館や武道館でシニアタイムを設定し、一人参加でも気軽に取り組める場を提供します。

◆ 競技スポーツ

現状と課題

競技スポーツに取り組む市民は多く、地域や学校でもさまざまな種目が行われ、近年では、オリンピックでのメダル獲得や世界的な大会への出場、また国民体育大会での上位入賞など輝かしい成績をおさめるアスリート（競技者）も生まれています。

競技スポーツは、実際に参加した競技者が充実感や達成感を得るだけでなく、観客として見て応援する市民にも楽しみや地域の一体感をもたらします。

アスリートの育成には、日頃の練習場所が確保されていることや指導体制が充実しているなど、環境を整えることが必要ですが、施設面では十分な環境が整っているとは言えない状況です。

また、このような環境下においても、将来のアスリートを目指す子どもたちに、いかにして専門の指導に触れる機会を作るか手法を検討していく必要があります。

施策の方向性

本市は、競技スポーツを活発にするための取組みを行います。

市はスポーツ関連団体やプロスポーツ選手（チーム）などと連携し、競技スポーツに対する市民の関心を高めて行きます。

競技力の向上に向け、専門的な指導を必要とする選手や市民の要望に応えるためには、専門の指導者の確保が必要であることから、トップアスリートとしての経験を有する優れたスポーツ指導者等を活用し、スポーツ団体や学校のスポーツ活動を支援するとともに、指導者の養成、指導者を派遣するための仕組みづくりや指導者に対する支援体制づくりを推進します。

また、ジュニア期においては、長期的な視点に立ってアスリートを育てていく必要があるため、個々の特性や発達段階、学業とのバランスや本人のキャリア形成にも配慮しながら、専門の指導に触れる機会をつくり、アスリートを目指す志のある子どもを育成する指導体制を整えます。

これまでの取組み

■競技スポーツの活性化のための啓発

- ・鎌倉出身（ゆかり）のトップアスリートとの交流会の実施
- ・プロスポーツの観戦招待

■スポーツ関連団体による指導体制の確立

- ・体育協会を中心とした市民教室の開催などの指導体制の整備
- ・かながわアスリートネットワーク協働事業を活用したアスリートによる柔道・剣道・バレーボール教室の開催

今後の主な取組み

短期の取組み

■競技スポーツの活性化のための啓発

- ・活動場所の確保、指導者の派遣などにより各種スポーツ関連団体への支援を充実します。
- ・スポーツ指導者、スポーツ団体及びジュニアアスリートの保護者を対象にトレーニング科学、スポーツ栄養学、スポーツ心理学など各分野の専門家による講習会を開催します。

■トップアスリートから指導を受ける機会の拡大

- ・教室の開催やスポーツイベント開催時にトップアスリートの指導を受ける機会を提供します。

■ジュニアの競技力向上に向けた支援

- ・スポーツの分野で活躍する子どもに対して表彰を行い、子どもたちがより強い意欲をもってスポーツに取り組めるよう支援します。

■ジュニアの指導体制の確立

- ・ジュニア期にアスリートを目指す志のある子どもの育成を目的とした指導体制を確立します。

中長期の取組み

■地域が中心となるスポーツクラブでの指導

- ・各種競技団体、学校、総合型地域スポーツクラブの取組みを支援することにより、競技力向上につながる手法を検討します。

■スポーツ関連団体による指導体制の確立

- ・ジュニア期からの一貫指導体制の確立など、スポーツ関連団体が効率的な指導が行える体制の構築を検討します。

■指導者の養成・支援体制の確立

- ・地域から次世代のアスリートを戦略的に発掘、育成し、将来的に育成されたアスリートが指導者となり技術や経験を地域に還元する人材の好循環を図ります。

◆ スポーツの拠点づくり

現状と課題

本市のスポーツ施設は、県内他市に比べ、施設の数・規模ともに十分とは言い難い状況であり、同時に複数の競技が行うことができる施設がないことから、スポーツ団体等は大会の運営に苦慮しています。

公立スポーツ施設設置状況調査データ（神奈川県ホームページより：平成24年6月現在）を基にすると、本市の人口（約17万4千人）に対しての施設整備数は、屋外運動場（陸上競技場は除く）、庭球場、野球場において、政令指定都市・町村を除く県平均と比べ下回っている一方、体育館（武道館を含む）は県平均を上回っています。

スポーツ施設の整備にあたっては、一定規模以上の土地の確保が必要であると同時に、多大な費用がかかるため、実情に見合った施設整備方針を検討する必要があります。また、公共施設再編計画基本方針^{*1}との整合を図り、施設の複合化や運営にあたっての民間活力導入を視野に入れた整備計画を策定する必要があります。

今回実施した市民のスポーツ活動に関するアンケート調査結果では、スポーツ活動を推進するために、今後、重視すべきスポーツ施策について、子どもたちが利用できる多目的なスポーツ広場の整備や、砂入り人工芝（オムニコート）化によるテニスコートの整備、水泳プールの整備、拠点施設となり得る総合体育館の整備など、スポーツ施設の整備促進の要望がある一方、既存施設を最大限活用できるよう工夫した施設整備の要望もあげられています。

施策の方向性

スポーツ施設の整備にあたっては、短期的な取り組みとして現在（平成26年3月時点）、暫定利用において市民の利用に供している深沢多目的スポーツ広場の代替えグラウンドの確保や、多目的スポーツ広場及びテニスコートの新規整備に向けた取り組みを進めるとともに、既存テニスコートの改修について検討を進めます。

また、総合体育館や水泳プール、グラウンドの整備については、引き続き中長期的視野に立った取り組みを進めます。

スポーツ施設建設基金への寄附積立については、スポーツ関連団体や企業等への協力を要請していきます。

これまでの取組み

■スポーツ施設の整備

- ・スポーツ建設基金の設置及び基金の積み立て
- ・スポーツ施設整備懇話会の開催による市民、スポーツ関連団体、学識経験者からの意見集約

■スポーツ施設の利用環境の向上

- ・スポーツ施設への指定管理者制度の導入
- ・スポーツ施設予約システムの導入
- ・指定管理施設の開場時間等の拡大に向けた条例の整備
- ・三市一町（藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市・寒川町）によるプールの相互利用

■既存施設の機能の充実

- ・空調機の新設（鎌倉体育館・大船体育館）、給水設備の改修（鎌倉体育館）

今後の主な取組み

短期の取組み

■スポーツ施設の整備

●水泳プール

- ・海浜公園水泳プールは、老朽化とともに津波等の災害対策が課題となっていますが、仮設管理棟の有効活用と津波避難訓練等の災害対策を講じる中で、施設及び設備が利用可能な間は運営を継続します。

●グラウンド

- ・深沢多目的スポーツ広場暫定利用期間終了後の代替グラウンドとして、近隣企業が所有するグラウンドの借用について協議を進めるとともに、市有地の活用について関係課と協議調整を進めます。
- ・市民要望の高い多目的スポーツ広場の新規整備に向けた取り組みを進めます。

●テニスコート

- ・テニスコートの新規整備に向けた取り組みを進めます。
- ・既存テニスコートの改修の検討にあたっては、市民や関係団体等へのアンケート結果を踏まえ、コートの種類や改修方法について関係課と協議調整を進めます。

●スポーツ施設建設基金への寄附の要請

- ・市民ニーズの高い総合体育館やグラウンドの整備に向けたスポーツ施設建設基金の積立てについて、財源確保のため、一般市民から寄附を募るとともに、体育協会、レクリエーション協会及び関係団体や企業等に協力を得られるよう、要請していきます。

●スポーツ施設の利用環境の向上

- ・施設の開場時間の延長や、小・中学校体育施設の改築等の際には、利用の拡大を図ります。

中長期の取組み

■スポーツ施設の整備

●総合体育館

- ・同時に複数の試合が可能な拠点施設となり得る総合体育館の整備を目指し、引き続き、適地に係る情報収集など、中長期的視野に立った取組みを進めます。

●水泳プール

- ・海浜公園水泳プールの再整備については、津波等の被災を勘案すると現在（坂ノ下）の場所に再整備することは現実的ではないことから、新たな水泳プールの整備に向け、整備適地の検討を進めるとともに、公共施設再編計画基本方針^{※1}を踏まえ、施設の複合化や民間活力の導入を視野に入れた整備についての検討を進めます。

●グラウンド

- ・公式競技が可能なグラウンドの整備については、引き続き中長期的視野に立った取組みを継続します。

●高齢者や障害のある方に配慮した施設のバリアフリーの推進

- ・バリアフリー法^{※2}（平成18年法律第91号）第1条の規定に基づき、新たな施設の建設時及び既存施設の改修時等には、障害者の意見を十分に聴取し、利用しやすいスポーツ施設の整備を行い、バリアフリー化を推進します。

※1 公共施設再編計画基本方針

基本方針策定の目的

本市では、昭和30（1955）年代から40（1965）年代にかけて大規模な宅地開発が行われ、集中的な人口増加と共に公共施設の建設が行われてきました。全国的にみても、本市の公共施設は老朽度が比較的高いと言え、大規模改修や建て替えが急務となっています。本来すべき改修を行わなければ、施設の老朽化が進行して、安心して使用できなくなりますが、現下の厳しい財政状況の中では、全ての施設を維持・更新することは、困難な状況にあります。

このため、公共施設再編計画の骨子となる「公共施設再編計画基本方針」を策定した上で、施設の適切な規模とあり方を検討し、公共施設のマネジメントを推進することにより、次世代に過大な負担を残さない、効率的・効果的な市政運営の実現に取り組むことを目的とします。

※2 バリアフリー法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者、妊婦、傷病者などが社会生活において、公共交通機関や施設等を利用する際の利便性や安全性の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律（第1条）

◆ スポーツのシステムづくり

現状と課題

あらゆる市民がスポーツを行う環境をつくるためには、スポーツに対するニーズを取り入れて反映させることが必要です。しかし、市民ニーズが多様化するなかで、市がこれらすべてに応えることは容易ではありません。例えば、スポーツに触れる機会をつくる場合でも、人びとの関心やレベルに応じてきめ細かく提供することには限界があります。

市のスポーツ活動を取り巻く環境には、県や近隣市など他の自治体、スポーツ関連団体、学校、NPO、民間企業、地域など多様な主体が存在しており、これらの主体との新たなパートナーシップの構築や役割の見直しなどを行いながら、市民ニーズに迅速かつ的確に応えていくシステムづくりを進める必要があります。

施策の方向性

本市は、県や隣接市など他の自治体、スポーツ関連団体、学校、NPO、民間企業、町内会、個人など多様な主体とパートナーシップを結び、それぞれの特色を共有し、市民のスポーツ活動の振興を実現します。

このようなパートナーシップの重要性を市民に広く理解してもらえるよう、さまざまな主体が集まって情報交換などができる場を提供します。

本市とさまざまな主体とのパートナーシップの枠組みのなかから、スポーツを行う場を民間企業と連携することにより施設の貸与を依頼するほか、全市が一体となったスポーツイベントなどを開催します。

市のスポーツイベントなどをサポートするボランティアともパートナーシップを結び、それぞれの役割分担を取り決めます。また、本市としても市内部でスポーツの意義を再度確認し、関係課と連携を図ることで、市全体として市民のスポーツ活動を支援します。

平成20(2008)年度から実施している指定管理者による適切な施設管理や各種スポーツ教室の実施により市民サービスの向上を図ります。

これまでの取り組み

- 他の自治体との施設相互利用
 - ・藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町とのプールの相互利用の実施
- 企業とのパートナーシップの構築
 - ・企業が所有するグラウンドの市民への開放
 - ・ネーミングライツ導入に向けた具体的な検討
- 施設利用者の受益と負担の見直し
 - ・駐車場使用料の有料化
- 民間活用による施設整備・運営などの充実・促進
 - ・PFIの活用による屋内温水プールの整備
 - ・指定管理者制度の導入による質の高いサービス提供、効率的な運営

今後の主な取り組み

短期の取り組み

- 地域の公共施設におけるスポーツ活動の促進
 - ・地域住民の要望等に応えるため、生涯学習センターや老人福祉センター等と連携し、気軽にスポーツができる環境を整備します。
- 他の自治体との施設相互利用の拡大
 - ・県や近隣市町と施設の相互利用の拡大を検討し、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境を整備します。
- 企業とのパートナーシップの構築
 - ・企業が所有する施設を市民の利用に供せるよう、企業との連携を図ります。
 - ・施設の維持管理のためネーミングライツを導入します。
- スポーツ団体とのパートナーシップの構築
 - ・市民のスポーツ活動を充実するため、スポーツ関連団体の育成に努めます。
- ボランティアとのパートナーシップの構築
 - ・市民等が互いに協力し合い、スポーツをサポートする機会を提供することにより、ボランティア精神を醸成し、スポーツの担い手を育成するなどの方策を検討します。
- 市のスポーツへの取り組みの促進
 - ・スポーツの意義をより効率的・効果的にPRし、関係課との事業連携を強化するとともに、各種行政計画へスポーツ施策を盛り込み、各施策の実現に向け取り組みます。
- 地域のスポーツ指導者の充実
 - ・スポーツ推進委員や生涯スポーツリーダーの研修、養成を行い更なる資質の向上を図ります。

中長期の取組み

- さまざまな人びとが集まる組織づくりや場所の提供
 - ・学校体育施設や公共スポーツ施設等が「新しい公共」※¹を担う地域コミュニティの核となる機能を充実・強化し、情報の発信や情報交換等を活発に行えるよう、地域住民の交流の場を整備します。
- 私立学校とのパートナーシップの構築
 - ・スポーツ施設の不足により地域住民の要望に応えるため、学校の教育に支障のない範囲で、学校体育施設の効率的な利用を協力要請します。
- 民間活用による施設整備・運営などの充実・促進
 - ・施設整備運営にあたっては、P F I / P P P※²など民間のノウハウを活用し、施設整備・運営などに努めます。
- 医療機関などとのパートナーシップ
 - ・医療機関や関係課と連携をとり、体力・健康相談・運動処方など相談体制を整備します。

※1 「新しい公共」スポーツ立国戦略（平成22年8月 文部科学省）
これまでの行政による無償の公共サービスから脱却し、地域住民が出し合う会費や寄附により自主的に運営するNPO 型のコミュニティスポーツクラブが主体となって形成する。

※2 P P P（Public Private Partnership）とは、公民が連携し公共サービスの提供を行う仕組みです。
P F I（Private Finance Initiative）は、P P Pの手法の一つで、公共施工等の建設や運営などを民間の資金とノウハウを活用して公共サービスの提供を行う手法です。

◆ スポーツの情報提供

現状と課題

これまで、市民に対して「どこでどのような方法でスポーツに触れることができるか」についての的確に情報を提供していくことを目標に、ホームページの開設や公共施設利用予約システムの導入などにより、市民がいつでもどこからでもスポーツに関する情報を入手できる環境を整えてきました。

しかし、今回実施したアンケート結果では、スポーツ教室やイベントなどへ参加しない理由として最も多かった回答が「教室やイベントの情報がわからないから」であり、また、「市内のスポーツ施設の存在をこのアンケートで初めて知った」といった声もあり、現状では情報量や提供の手法などを含め、十分なものとはなっていないと考えられます。

スポーツをする市民のニーズはイベント開催時や施設への備え付けのアンケート等で把握することができます。しかし、スポーツをしない市民から、いかにして「このような条件を整えばスポーツをしてみたい」などのニーズを得ることができるかが、今後のスポーツ実施率を左右する重要な課題となっています。

施策の方向性

これまで実施してきたホームページ、ツイッターや公共施設利用予約システムなどはより充実させ利用しやすいものにします。

スポーツ教室やイベントの開催情報は、地区の掲示板や公共施設だけでなく、「市民の目にとまりやすい場所」にも掲出するなど、多方面との連携を図ります。

また、指導者や一緒にスポーツをする仲間の情報も、これからスポーツをする、あるいはより一層スポーツに取り組むための重要な情報であるため、市が指導者やサークルの情報を収集し、わかりやすい形にして市民に公開します。

スポーツをしない市民も気軽に市に問い合わせをしやすいとともに、スポーツを始めるための条件を要望できるよう、電子メールやソーシャルメディアなどを活用し、幅広い市民からニーズを収集する体制をつくります。

これまでの取組み

■市民への情報提供体制の充実

- ・市民への情報提供プラットフォーム^{※1}の構築
- ・ホームページ、ツイッターを活用した施設情報、イベント・教室開催情報等の提供

■施設予約のシステム化

- ・スポーツ施設予約システムの導入
- ・施設の予約や空き状況の確認等が容易に行える環境の整備

今後の主な取組み

短期の取組み

■市民への情報提供体制の充実

- ・市として情報発信手段である広報かまくらや地域の広報板、ツイッターなどのソーシャルメディアを活用した情報提供の充実を図ります。
- ・スポーツをする仲間や対戦相手を探しやすくするため、スポーツ団体ガイドブックの定期的な更新を行うとともに、指導者の情報を種目や運動のレベルなどに応じて分かりやすくまとめ、ホームページなどで公開します。
- ・指定管理者やスポーツ団体が発行する情報誌やホームページなどと相互に情報を提供し、幅広く発信します。
- ・スポーツイベントや競技会、大会結果等の情報提供の充実を図るため、スポーツ関連団体等にホームページの作成を要請します。
- ・スポーツ教室やイベントの開催情報を店舗や鉄道駅構内などの民間施設に掲出し、多くの市民の目に留まるように情報提供の手法を工夫します。
- ・新しく市民になった人に対して施設の場所や利用方法を周知するため、住民登録手続きの際に案内を配布するなどの情報提供に努めます。
- ・自治会・町内会の協力を得て、地域住民にきめ細かいスポーツ施設やイベント等の情報を提供します。
- ・スポーツ以外のイベント開催時にスポーツ施設やイベント等の案内を配布し、スポーツに親しみのない市民への情報提供の拡充を図ります。

■市民からの情報収集体制の充実

- ・インターネット、施設や地区への掲示や案内により、スポーツに対するニーズ、スポーツ団体や指導者の情報を収集する体制を充実します。

また、ソーシャルメディアなどを利用して市民のスポーツ施策に対する評価を収集します。

■施設予約のシステムの充実

- ・より利便性の高いスポーツ施設の予約システムを構築し、確実に運営します。

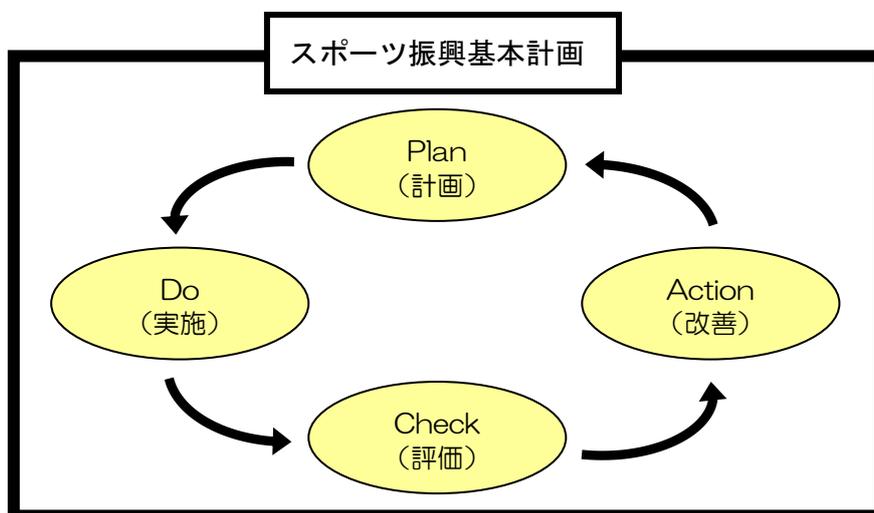
※1 基盤・土台の意味で、ここではホームページなどの情報収集や発信のための基盤となる仕組みをさします。

Ⅱ. スポーツ振興計画のたしかな実現に向けて

1. 行政評価制度の導入

計画（Plan）を実効性ある確かなものとするためには、それぞれの施策を着実に実施する（Do）ことはもとより、それぞれの施策が市民のスポーツ活動にどのような効果をもたらしたかを評価（Check）し、目標が十分に達成されていない場合は問題点を改善（Action）するという Plan-Do-Check-Action のマネジメントサイクルを機能させることが重要です。

そのため、市民のスポーツ実施率や新たに市が定める各種指標の調査などを通して、市民のスポーツ活動の状況や市で行う施策の効果を把握・評価し、施策の見直しや改善に活用していきます。



2. 市民の意見を取り入れる仕組みづくり

計画を着実に進めていくためには、市民からの直接的な評価を受ける必要があります。また本計画は長期にわたるため、社会環境の大きな変化のなかで、変わりゆく市民のニーズを的確に汲み取り、市は市民の要望に柔軟に対応していくことが必要です。

そのためには、スポーツ関連団体や民間企業、NPO などさまざまな事業を推進する機関や団体等とのパートナーシップを築くことで、実施団体等が抱える課題やニーズを把握し、日ごろの活動を通じて聞かれる市民の意見を集約しながら、市民－団体－市の円滑な協働関係の構築を強化することにより、市はこの計画の実現を目指します。